

学校法人函館大妻学園が設置する高等学校に係わる部活動の方針

平成31年3月

1 方針策定の趣旨等

- 部活動は学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であると共に、体力の向上や健康の増進の他、情操の陶冶や自己肯定感を高める上においても極めて効果的な活動であることから、学校での教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係わる活動の適正化が図られるよう、適切な運営を図っていく。
- 以上のことを踏まえ、学校法人函館大妻学園（以下「大妻学園」という。）では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を参考として、大妻学園が設置する高等学校の部活動の実態などを踏まえ、「学校法人函館大妻学園が設置する高等学校に係わる部活動の方針」を策定する。

2 設置する部活動

- 運動系
バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部、ソフトテニス部、卓球部、陸上競技部
- 文化系
茶道部、放送部、愛護部、硬筆書写部、演劇部、美術部、理科部、吹奏楽部、図書部、華道部、書道部、英語部、文芸部
- 家庭系
被服・手芸部、食物部、調理クラブ

3 部活動の活動計画及び活動実績

- 部活動顧問は、「月別部活動活動計画表」及び「月別活動実績表」を作成し、前者は月ごとに前月の25日迄に、後者は翌月の10日迄に教頭に提出する。

4 部活動の休養日の設定

- 学期中は平日に週当たり1日（年間52日）以上を休養日とし、週末又は祝日に月当たり1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、年間73日以上を休養日とする。ただし、週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることに努める。
- 中間考査前は身体慣らし程度の練習とする。

- 期末考査の1週間前から考査終了前日までの期間は原則として休養日とする。ただし、大会等の前で活動を行う場合（大会等の前日から起算して1か月以内の期間の場合）は、代替の休養日を設けることに努める。
- 長期休業中の休業日の設定は学期中に準ずるが、長期の休養期間（オフシーズン）を設けることに努める。

5 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は3時間程度、休業日は4時間程度とし、1週間16時間程度となるように努める。部活動は、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動となるように心がける。また、活動については、女性特有の健康問題や熱中症事故の防止等、生徒の心身の健康管理に十分配慮する。
- 原則として、朝の活動は行わない。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないこと等を考慮して、参加する大会等を精査する。

7 附 則

- 大妻学園は、高校の取り組み状況を踏まえるとともに、国（文部科学省、文化庁、スポーツ庁）や中央教育審議会の動向等も注視しながら、必要に応じて、本方針の内容の見直しを行うこととする。
- 校長は、本方針が見直された際、速やかに「部活動に係わる活動方針」の内容について、必要な見直しを行う。

函館大妻高等学校の部活動に係わる活動方針

平成31年4月1日

1 部活動の基本的考え方

- 部活動は学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であると共に、体力の向上や健康の増進の他、情操の陶冶や自己肯定感を高める上においても極めて効果的な活動であることから、学校での教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係わる活動の適正化が図られるよう、適切な運営を図っていく。
- 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように留意する。

2 設置する部活動

- 運動系
バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部、ソフトテニス部、卓球部、陸上競技部
- 文化系
茶道部、放送部、愛護部、硬筆書写部、演劇部、美術部、理科部、吹奏楽部、図書部、華道部、書道部、英語部、文芸部
- 家庭系
被服・手芸部、食物部、調理クラブ

3 部活動の活動計画及び活動実績

- 部活動顧問は、「月別部活動計画表」及び「月別活動実績表」を作成し、前者は月に前月の25日迄に、後者は翌月の10日迄に教頭に提出する。

4 部活動の休養日の設定

- 学期中は平日に週当たり1日（年間52日）以上を休養日とし、週末又は祝日に月当たり1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、年間73日以上を休養日とする。ただし、週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることに努める。
- 中間考査前は身体慣らし程度の練習とする。
- 期末考査の1週間前から考査終了前日までの期間は原則として休養日とする。ただし、大会等の前で活動を行う場合（大会等の前日から起算して1か月以内の期間の場合）は、

代替の休養日を設けることに努める。

- 長期休業中の休業日の設定は学期中に準ずるが、長期の休養期間（オフシーズン）を設けることに努める。

5 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は3時間程度、休業日は4時間程度とし、1週間16時間程度となるように努める。部活動は、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動となるように心がける。また、活動については、女性特有の健康問題や熱中症事故の防止等、生徒の心身の健康管理に十分配慮する。
- 原則として、朝の活動は行わない。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことなどを考慮して、参加する大会等を精査する。